

第15回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成20年5月22日（木）

配布資料について

【事務局配布資料】

- ・本日の配布資料は、前回（第14回）の会議録概要。

前回（第14回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前は、私から理念と原則をまとめたものを示し議論することにしてしたが、これまでの議論経過がまったく反映されていないとの意見があった。
- ・弁明になるが、これまでの市の動きを勘案しながら、この会議での議論された「共働」の考え方を反映させて作ったつもりだったが、「共働」という言葉を明記していないことから議論が空転した。
- ・前回の会議の中ではまとめることができなかったため、事務局を含めて再度検討した上で、その結果を今回の会議で提示することとして終了した。

きょう働について

〔中山座長〕

- ・前回の提案したものは、「共働」と「協働」に大きな差異がないと感じたことから作成したものであった。
- ・その後、事務局とも話をしたが、前回の会議で「共働」を使う方向で検討するとの報告をしている。そのことを前提にした上で、「共働」を使わなかったこと等を事務局より説明したいとの申し出があったので、若干の時間をとりたいがどうか。

〔笠原委員〕

- ・前回の会議後に考えたが、タイムリミットが決められている中で、これまで1年間議論してきているが、前回の原案を見る限り、この会議のあり方や位置付けに疑問が残る。
- ・前回出した私案で審議会等について触れているが、会議のあり方として事務局主導ではなく、素人の集まりがひとつずつ積み重ねたものを最終的に調整する形でないと、条例制定時に審議会等の意義が薄れる感じがする。

- ・それを飛躍させるためにも、この条例については最高の位置付けをすることからスタートしたにもかかわらず覆されており、最終的に手詰まりとなった時には事務局に頼ってしまうことになる。委員としての任務を果たしてきたのか、情けなさを感じる。
- ・事務局から説明を受けることは筋が違うのではないか。
- ・これを一つひとつ積み重ねることが大事で、タイムリミット自体を伸ばしてもらわないと無理。
- ・批判になるかもしれないが、「協働推進指針」を見ると、まちづくり条例のことが出ており、この指針の延長線上に条例が位置付けられていると解釈せざるを得ない。
- ・我々が検討してきたのは、新北見市の条例であるはず。今までの制度に引き摺られるのではない。そこをどうやって飛躍できるかがこの会議の意義付けだと思う。

〔中山座長〕

- ・位置付けについてはその通りだと思う。
- ・最高規範となる条例なので、周りを気にせず良いものを作るという考えもあるが、「協働」を使って活動が進んでいる。それに引き摺られるのではなく、この会議はそれらを網羅し引っぱっていくものになれば良いと思う。そのためにも、進めている「協働」が何かを理解した上で「共」を使っても良いのではないか。違いをはっきりさせたい。
- ・最初に「共働」の話が出た時、「協働」は曖昧で行政主導の考えが一般的かと思ったが、最近の「協働」の内容は「共働」に近いものと感じている。
- ・ただし、この会議では「共働」を推す考えが強く、それを無視するつもりはない。まずは、市において「協働」がどのように動いていて、「共働」をどう定義していくべきかを確認するためにも、市民協働推進課から話を聞く時間を設けたいと思う。そうすることで、再認識することができるのではないか。

〔笠原委員〕

- ・ということは、「協働」の説明を受けるということか。

〔中山座長〕

- ・それだけではなく、前回示した案で「共働・協働」を定義しなかった件についても説明させてもらいたい。
- ・前回の会議で、「共働」を使わないのでは議論にならないとの話もあり、その辺の経緯も説明したい。それを受け入れるということではない。

〔水口委員〕

- ・座長の話を理解できないわけではないが、この部分については相当協議してきているのに、ここで事務方から説明を聞くことが、自主的に作ろうとしている意図にどう関係するのか気になる。
- ・北見市の審議会で、事務局の原案なしに自主的に論議して「たたき台」を作ったことはないと思う。これは非常に画期的で、この意思は大事にもらいたい。
- ・そのことは「共働」という言葉をしっかりと受け止めて出すことである。市民フォーラムや議会で叩かれても仕方がないが、我々が真剣に審議した結果として表すべき。
- ・これまでの審議会などは、事務局の提案に少し修正を加えてシャンシャンと決まり、事務局の実績作りになるが、そこを乗り越えた意義は大きいと自負している。

〔中山座長〕

- ・自分自身反省をしている点として、北見市の「協働」の活動をもう少し勉強しておくべきだった。
- ・過去3回の議論を振り返ると、オーバーラップする部分があり「協働」の方が広いイメージがある。
- ・フォーラムを開催した場合、我々委員は共通の認識を持って説明する責任があるが、まだ認識に差があると感じる。「協」と「共」をリストにしてはっきりと区別したい。その定義をしっかりとした上で使いたい。説明責任を考えると差異を明確にする必要がある。
- ・そこで、市民協働推進課から「協働」の話聞いた上で、実は「共働」はもっと大きな意味を持つので、故に使うのだという定義付けができれば良いと思う。
- ・3回の議論を通じ、なんとなくの違い(精神的、行政主導等)は理解しているだろうが、さらに明確にさせたいということが、この提案の趣旨である。
- ・これを行った方が近道になると考えるが。

〔笠原委員〕

- ・座長提案で進めたとしても、タイムリミットの問題がある。
- ・期限を決めているのであれば、もう少し効率的な進め方も考えられたはず。
- ・今日、説明を聞いて論議するとなった場合には、市役所側としてスケジュールの変更もあり得るとい保障があれば良いが、1年間話してきたことが反古にされて時間がなくなり、事務局案が出されてそれに対して何もできない状況になると、誰が作ったのか分からなくなる。紆余曲折があったこと、これまで踏み込んだことがない領域に市民一人ひとりが踏み込んだ事実として残すべきである。

〔中山座長〕

- ・最初は自由な議論を重視してきた。実際問題としてタイムリミットがあるわけだが、議論した内容を蔑ろにするということではなく、「共働」についても使う可能性があるなら使っていく方向であり、今後それが市民フォーラムなどで覆されることが無いように、しっかりと区別する作業が必要ではないか。

〔井上委員〕

- ・座長提案に賛成する。座長が「協働」の使われ方を認識していなかったと言ったが、それは各委員の責任でもある。
- ・今まで話してきた経過は大事にして、「共」を使った意味は生かされると思うが、北見市の中で「協働」がこれほど使われていることは資料を通して分かったことであり、最高規範を検討する中では、どういう意味で使っているかということを経験分析して、位置付けの類似性と差異の確認を丁寧にする必要がある。
- ・資料を見れば見るほど違いがない部分も見えてくるので、現状分析と話し合いの経過を踏まえながら、文章で明確に定義付けて、使い分けることが大事。
- ・今後、「きょう働」以外にもこうした課題がでてくる可能性もある。

〔荒井委員〕

- ・これまで議論をしたものを事務局でまとめている会議録がすべてだと思う。それを羅列すると違いは明確になる。

- ・説明を受けるのではなく、3回の議論をまとめたものを出してもらえば必然的に答え(違い)は出ると考える。それが無い中で今日まで来てしまっている。
- ・明確な違いはあった。それを表に出せば皆が理解できると思う。振り出しに戻って事務局の説明を聞くことにはならないのではないか。

〔中山座長〕

- ・これまでの会議の結果を無視してということは考えていない。
- ・差異に関する資料という部分で、事務局から何かないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・事務局から正副座長に「協働」の話をしたとお願いした。
- ・会議の中で「協働」については、行政の下請け的な意味合いが強く動いてきた。
- ・以前、北見が進めようとしている「協働」はどういうものかを説明したいと申し出たが「聞かなくて良い。精神論まで及ぶ「共働」で進める」ということがあった。
- ・先般、「協働推進指針」を出して「協働」の定義をしているが、ここでは下請け的な意味合いで使っているのではないということを説明させていただきたい。
- ・「共働」を否定するものではなく、北見の「協働」に対する想いを市民協働推進課長から話させていただきたいということをご理解願いたい。
- ・「協働」はいろいろな場面で使われて、この会議のように深く意味を掘り下げて使ったとは思わない。そのことは否定しないが、少しずつ考え方が変わってきていること、今進めようとしている想いを説明させてもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・これまで留辺蘂自治区では「協働」という言葉はあまり使われてこなかったが、合併後、多くなってきている。旧北見市内でやろうとしていることを3町側にも押し進めようとしていて、心理的抵抗感(アレルギー)が出てくる。
- ・これをそのまま3自治区に押し進められると、対等合併であるのにすべてのものが一律にされる。
- ・自治区内の活動としては3町の方が北見よりきちんと動いている中で、北見自治区の施策である「協働」を押し進めようとしている。これに従わなければならないのかという抵抗を強く感じてしまう。
- ・「共働」とは、新しい北見として別なキーワードを使うことで、4自治区が共に協力して繁栄していくことを考える材料や指針になるのではないか。
- ・今「協働」を説明されてもどうにもならない。

〔中山座長〕

- ・「協働」が北見以外の自治区に押し付けられるイメージなので、新しい言葉が必要だという意見だと思う。
- ・荒井委員からは、これまで出た意見をリスト化すると定義ができるとの意見があった。
- ・市が進めようとしている「協働」と、この会議で出てきている「協働」の意味は若干違うと思う。会議の中だけのものでなく、今後市民に説明していかなければならないものであり、さらに「共働」が加わると市民の混乱を招くことになる。
- ・説明責任を果たすという面でも、一度ははっきりさせるべきと考える。

〔杉本委員〕

- ・市の「協働」の方も聴いておきたい。聴いた上で違いを明らかにしたら良い。
- ・我々が考える「共働」は「協働」を補完するレベルまで達していると思う。今、推進している内容を聴けば、さらにその上を目指すことができると思う。
- ・「協働」に関して、文面にないものが市役所の裏ネタであるのなら聴いておきたい。

〔中山座長〕

- ・私も「共」の方が補完する形になるとは思っている。ただ、補完する部分はどこなのかということをはっきりさせたい。

〔高橋委員〕

- ・今までの「協働」があまり良くないという認識が市にあるのなら確認すべきだと思う。
- ・ここで「協働」について話し合われたことが重要で、今までの嫌な「協働」があるから言葉に対してアレルギーになる。市は「嫌な協働だけではなく、違う協働もやりたい」と言っているのだから、それを明確にして、条例で使うのが相応しければ、きっちり謳いあげて、嫌な「協働」は入れないようにしていくのも悪くないと思う。
- ・市民フォーラムでは、そこまでの経緯を説明して考え方を示した方がきれいな形ではないか。市の「協働」の考え方を改めて聴きたい。

〔笠原委員〕

- ・最初に神原氏の講演では使うべきではないとされた言葉だった。そこから議論をしてきて使う方向の話になって、いままでの使われ方は行政的色彩が強いが要素は入れたいということで、豊田市が使っているように「協働」を補完するものではなく「共働」が広い概念で「協働」の方が狭いという位置付けで議論してきたはず。
- ・北見市の「協働」も少しずつ変化してきていて、これ（指針）が総体かなと感じる。
- ・それと今までの議論経過は、大事にすべき点と進めているところのギャップをどのように埋めるのか、そしてどのように成案までいくのか。
- ・あくまで参考説明という形であれば、聞いてもよい。

〔杉本委員〕

- ・あくまでも、市の考えている「協働」のビジョンが解かれれば有意義なことだし、我々が積み重ねた「共働」はきちんとしたビジョンを持っていて、対立するものでもない。
- ・市の実務者側の「協働」のビジョンが聴けるわけだから、その上で足りないと思えば意見を言えばよい。市側の位置付けをきちんとしなければいけないのはこの会議だから、ネタとして聴いておかなければダメだと思う。

〔笠原委員〕

- ・ネタというのは、これ（指針）という押さえでよいのか。
- ・16Pに「市民が担う公共領域」「結果として効果的・効率的な行政運営に結びつく」という確認がある。前回も指摘したが、そうすると行政の関わりから離れられない。哲学が変わってくる。そこまでの説明があるなら聴いてもよい。

〔中山座長〕

- ・決して何かを説得するような形のものではない。過去の議論を整理する意味で、説明を受けることとしたいがよろしいか。

〔事務局～企画課長〕

- ・推進指針が「協働」を定義している最新のものなので、それを配布して説明したい。

〔市民協働推進課長〕

- ・「協働推進指針」と1枚物の補足資料を配布したが、この場を借りて北見市の「協働」の意味や現状の考え方を説明したい。
- ・指針の中には「協働」の想いがいたる所に散りばめられており、関連する部分を示すので、見ていただきたい。

- ・1Pの(2)の4行目
「そのような背景から…試みが増えつつあります。」
- ・2Pの1行目
「行政は従来どおり…まちづくりに結びつくと考えます。」
- ・2Pの(3)の下から6行目
「指針が目指す理想は…支えあうまちが実現することです。」
- ・3Pの(1)全文
「一般的に協働とは…一部を市民の手に戻していくことです。」
- ・3Pの(2)の2行目
「多くの市民が…市民自治を充実させる一つの過程です。」
- ・6Pの1行目
「協働とは…主体性が確保されなければなりません。」
- ・22Pの1行目
「あくまでも協働は…その実現の過程として協働があるということです。」

- ・次に、補足資料を見ていただきたい。

- ・市政執行方針、市長が演説した内容であるが、これは市民協働推進課を設置する直前の記述。
- ・次は、昨年アップした市民協働推進課のホームページでの「協働」の説明。
- ・参考欄は、タウン・ネットワーク懇話会からの報告書における考え方を記載。

- ・以上を見ると、総じて強調している部分は、パートナー同士が互いに対等であること、「協働」の形は市民と行政の関係以外にもいろいろな形があると捉えている。
- ・まちづくりの議論においては、そのうち、市民と行政の関係に焦点が当たっているというように考えている。
- ・豊田市では、事業実施時における連携のあり方として、市民と行政の両方が少しでも関われば「協働」を狭い意味で使い、市民、行政が独自で行なうものを含めて「共働」を使っているが、当市ではそういった使い分けはしていない。
- ・一般的に「協働のまちづくりの推進」といった時には、市民と行政が関わっていなければならないなどという狭い意味を指しているとは思えない。そうだとすると、委託関係や共催関係、補助、助成、後援名義などの狭い意味にとられてしまうので、北見の場合はそういった形ではなく、市民には一層社会貢献していただいて、まちを盛り上げてい

くムーブメント全体を「協働」として、市民の活動領域を徐々に広げていくことを「協働の推進」と捉え、指針もそのような考えで策定した。

- ・ここで今まで議論されてきた「共働」の意味でも「協働」を使ってきた。
- ・他では明確に区分されている自治体もあるが、北見市の現状は、そのような考え方で区別はないということである。

〔事務局～企画課長〕

- ・もう一つ配布した資料、「協働を使用・・・」は、合併新市における条例や計画で「協働」を使っているものを拾い出したもの。もう1枚の「合併協定書・・・」も、それぞれの中で「協働」という言葉が使われているので、事例として参考までに作成した。

〔中山座長〕

- ・行政の立場から「共」と「協」に関する意見もあったが、この部分は会議で議論すべき点と考えるので、示された指針の意味を見ながら進めたい。

〔杉本委員〕

- ・市役所側の考え方だと思うが、指針の2Pに「行政と市民は対等」とあるが、本当に対等なのか。事業を起こしていく上で、ここに嘘偽りはないか。
- ・もし対等であるならば、市民側が必要とする自主的な事業を独自に行えるか。実際は、財源を持っている市側の裁量でしか事業はできない。
- ・対等という聞こえは良いが、実際に仕事をする上で市民と市側は対等なのか。私は対等だとは全然思っていない。

〔市民協働指針課長〕

- ・事業というのは、金がかかる大きなプロジェクトもあれば、小さな活動もある。
- ・金の面から言えば確かに行政が財源を持っているということもあるが、小さな活動も含めた市民から主導で行う活動もあって、そこに行政がバックアップする部分もある。逆に行政主導で問いかける部分もある。割合として行政に比重が多いものもあれば市民の比重が多いものもある。そういう部分では立場的には対等であると言える。

〔杉本委員〕

- ・それでも立場的にも対等か。市が市民側に事業を振っている状態である中で、その立場で市民と対等だと言うのは変だ。
- ・立場を尊重するという面では、同じ目標に向かって動いているという部分で対等だとは思いますが、現実には事業（活動）の段階では対等なのか。
- ・実際、「協働」という言葉は市民に手伝ってもらいたいということ。この条例に関しても最初の目的はそこにある。それで対等だと言っているのは、住民主体と持ち上げた人たちが、下請けだとの印象を持たれると格好がつかないからだと思っている。
- ・実際には、互いに必要とする事業が遂行できれば良いことで、その場では対等である必要はない。市は、市民と市は対等だと言うけれど、現場では矛盾がある。
- ・協働推進の立場で矛盾はないか。財源を少しでも握った時点で対等ではない。

〔市民協働推進課長〕

- ・事業をお願いする場合も、金の面を含め事業主体の理解を得ながらでないと進めない。金は市から出ているかもしれないが、立場的には対等なのではないか。

〔杉本委員〕

- ・現場では管理する側とされる側になるわけだから対等ではない。そこまで対等だとすると癒着や甘えの構造になる。事業をやる時には対等の立場は一切消さなければならない。
- ・言葉では言わなければ仕方がないから対等だと言うが、実際に市民側に公共サービスを肩代わりしてもらうなら、ビジネスライクに、でき方も管理しなければならない。
- ・その所で、対等ですなんて誤魔化しを言ってはいけないと思う。
- ・「協働」は必要だと思うし、考え方も良いと思うが、市民に手伝ってもらわなければならない段階に来ていて、まちづくり条例で考えようとしているのだから、そこで曖昧なものがあるのはいけない。
- ・「協働」に関して指針では、タウン・ネットワーク懇話会の時より進んだ考え方になっていると思うが、実際の事業ベースになると、対等等と曖昧なことを言ってはいけない。

〔市民協働推進課長〕

- ・今の話は、狭い意味の「協働」とオーバーラップしている。行政の分野と市民の分野が重なっている部分の事業のやり方の話の一部かと感じる。
- ・市民が主体的に関わる、市民のみが関わる部分も大きくあり、行政のみが関わる部分も大きくある。そういう面でいくと対等な関係でまちづくりを進めるということになる。

〔杉本委員〕

- ・仮に、純粋に対等だとして、市民側が必要とする事業を市民側が起こせるか。

〔荒井委員〕

- ・どうも理解できない。これまでも話してきているが、「協働」を使うにあたり「共働」とどちらを使うかという議論をした経過があるなら解かるが、それがなく中で、何となく「協働」を使ってきたのではないか。
- ・それに、今言ったことの意味も含んでいるという解釈。これまでの議論経過からすると「協働」をすべて「共働」に換えるべきだと思う。その原点を置き去りにした議論になっている。

〔杉本委員〕

- ・実際に、市側が求める「協働」の形というのは、市民側が自発的に動いて欲しいというビジョンではないか。
- ・「共働」は「共に生きよう」ということだから、言葉通りにいけば本来は自動システムである。しかし、今までの「協働」は、調整が必要で自動システムではない。
- ・「協働」に関して、補完性の原理を裏側に置いているから成り立つとしているが、大災害の時には、調整しているような状態ではライフラインなどを守る上ではダメで、「共働」のような自動システムなら、いつも意識しているのですぐに立ち上がる。
- ・本来、市側が求めているシステムは「協働」のように金や人などの細かな調整が必要なものではなく、「共働」が持つ自動システムではないか。その中の一つとして、役割を細かく決めてやることは「協働」で良いだろうが、市側は絶対に自動システムの方が欲しいはず。

〔高橋委員〕

- ・最近の具体的な話で、「協働」と言いながら考えているのかなという事例を話す。

- ・ N P Oでゴミ拾いをしたいという話を環境課に持っていった。一連の説明を受けて帰ったが、実施しようとしている日の1週前にクリーンアップ作戦をするという記事を見た。ならば、行った時に「日程を合わせて一緒にやらないか」などの打診がないのだろうという疑問を持った。
- ・ 遠慮しているのか、協働するという気持ちがないのか。市職員が「協働」に対する意識を持っていることに悪気はないと思うが、「協働」を謳うなら、少し頭を働かせて対応していかないとチャンスを潰してしまうことになる。

〔水口委員〕

- ・ 刺激的な発言になるが、タウン・ネットワーク懇話会での「協働」と今回の指針での「協働」を見ると、我々の会議で「共働」の議論を始めたことで、行政のニュアンスが随分と変わってきている。
- ・ 表現の仕方も使い方も、こちらに合わせてきている気がする。そして「協働」も「共働」と一緒だという説明をしているように疑ってしまう。
- ・ それ以前に作っていることは分かるし、真面目に作っていると思うが、一連の説明を聴くと疑わざるを得ない感じがする。

〔高橋委員〕

- ・ こっちの話が飛び火して「協働」に影響したのであれば、それは良いことだと思う。

〔水口委員〕

- ・ それなら素直に「共働」を認めてくれれば良い。

〔笠原委員〕

- ・ 今の話とは違うが、指針5Pの補完性の原理についての記載で、家庭・地域を単位に考えているが、以前の会議で出した資料でも「基本は個人である」ことから始まるという発想だったはずだが、これを見ると単位は個人ではない。
- ・ 10Pや17Pでは、まちづくり条例の青写真が既にできているかのような書かれ方がしている。この路線に乗らないとダメなのか。
- ・ それ自体が、先に指摘したように市民会議のあり方として如何なものかということ。

〔杉本委員〕

- ・ 単位として、個人が参加しやすいようなものでなければダメだったはずが、組織形態のようなものになってきている。

〔笠原委員〕

- ・ 18Pの財政支援については後退しているのではないかと。団体補助など、はっきり言ってバラマキに戻っている。前に言った福岡市のように事業補助という形で、町内会には公益的な事業をしてもらって補助金を出してはどうかということ。
- ・ 18Pの(3)の部分は3自治区では既にやってきたことで、今は廃止され、逆に北見でやるという認識を持っている。
- ・ 補完性の原理や「協働」の単位自体の方向性が違ってきていて、「協働」が我々の議論の方に近付いてきている感じがするので、既定路線に乗せられるのは変な話。
- ・ この会議は4自治区から素人が出てきて議論を積み重ねているのだから、既定からずれても良いのではないかと。

〔杉本委員〕

- ・10年程前、NPO活動を始めた頃、「協働」の定義では道も国も必ず「対等」ということを言う。その時もどうしても対等だとは思えず、何故言うのかと思うと、主体と持ち上げた住民に対するぎまんではしなかったと思う。対等である証拠がない。
- ・市側が今まで、現場で対等だったと言うなら聞かせてもらいたい。「協働」という造語を作った時点から矛盾がある。NPO学者に訊いても答えてはもらえなかった。
- ・対等でない事業形態があっても当然で、アウトソーシングでも外注でも公共サービスやるのであれば良いと思うが、そこに矛盾がないことをしなければならない。
- ・公共サービスを「協働」でやった時に、対等という言葉が邪魔して癒着などの構造になったら公共サービス自体がダメになる。
- ・「協働」に関しては、そのような状況にならないようにマネジメントシステムをやらなければならない場面だと思う。
- ・「協働」は管理システムや評価システムを盛り込んで、対等という言葉で誤魔化さないようにやるべきで、その他に住民側がやる時は「共働」で動かす。

〔高橋委員〕

- ・同じ土俵にいることが対等であって、ルールの適用のされ方は、権利も義務も責任もそれぞれ違って、そこは対等ではない。
- ・今、ここで対等が出るということは、そういった面でこれまで対等でなかったのかもしれない。ルールがあるようではなかったのかもしれない。
- ・これをきちんとするなら、杉本委員が言ったようにシステムをしっかりと作るべき。
- ・笠原委員が指針18Pを指してバラマキと言ったが、そうしないためにどうするかというシステムを作らなければならない。自分達で用途のルールも決め、事後評価をしていくルールも決めるということ。

〔杉本委員〕

- ・「協働」に関しては、事業をするにあたってのルールがないとダメで、できたものを管理する側とされる側に違いがある。

〔笠原委員〕

- ・いや、条例で決めるのは構成や方針など大枠の部分で、細かい部分やぶら下がる条例は決められない。
- ・こういう指針が出た時に、考える住民自治が実現できる方向に向いているかを予測するもの。今やるべきことは、この方向性で進んでいって目標や理念を実現できるかという話し合いではないか。
- ・全体像が見えない状況だが、理想や理念を設定しないと前に進まない。
- ・自分の時間や市民の税金が使われているので、関わった以上はプライドを賭けて最高の条例を作りたいという気持ちはある。
- ・だから、これまで北見の行政がやってきたことは置いておいて、この会議で話して作りあげていくということを確認しなければならない。
- ・逢坂委員がこれに拘るのは十分に分かるが、その流れだけで良いのか。それぞれの立場や地域があるので、お互いに納得しないまでも理解できるレベルで話を進めて欲しい。

〔合田委員〕

- ・「協働」について、これだけ広い意味があると説明を聞いても心が動かない。
- ・市民説明会でも、集まった人達の「仕事が忙しいのに、何をしろと言うのか」という受身的（やらされている）姿勢を見ると、市民主体にはほど遠いと感じている。
- ・そういう中で、市民の自発性などを促していくためにはこの「協働」ではダメで「共働」を使い、豊田市のようにきちんとした定義をしていくべき。
- ・「私が変わる、あなたと変える、私たちのまち」という意識を一人ひとりが持たないと何も変わらない。それを促すきっかけとなるのが「共働」だと感じている。
- ・こういったことを語り合える会議は素晴らしいと思う。そういう視点で進めていきたい。

〔中山座長〕

- ・今の意見はまとめに近いと思うが、今回は「協働」と「共働」の違いをはっきりさせて使うか否かを決めていきたいという考えである。

- ・ここまでの意見を整理すると、

- ・基本的に、「共働」の単位は個人であるが、「協働」は指針でも自助・共助という言葉は出るが個人を単位としていないように見える。
- ・市民と行政は対等だとしているが、そうならば、はっきりと分かるように書くべきで、そうでないなら対等という言葉は使うべきではない。
- ・「協働」には自主性や自発性が感じられず、条例を読んだ人が関わりの意識を持つような定義をしていくべき。

- ・今の意見に対して、市から何かないか。

〔市民協働推進課長〕

- ・合田委員からの意見はもっともなことだと思う。
- ・杉本委員からは対等ではないという意見があった。簡単に言うと、市民は行政を陳情機関と見ない、行政は市民を下請け的存在と見ない、お互いそういう考え方に立とうということが対等の思いである。
- ・これは、地方分権の時も、国や道と市町村の関係で同じような言い回しがされている。補助金は貰うけれど、市町村は自治体として対等な立場である。そういう市の考えを示したもので、地域と自治体の関係も同じだと思う。
- ・まちづくり条例のことが既に決まっているように書かれているとのことだが、条例骨子で理念的なものがある程度決まっており、その範囲での記述をしているつもりである。
- ・「協働」の単独条例を制定することも考えたが、まちづくり条例の中で協働の理念的なものも入るものと考え、単独で作る手法を執らず、まちづくり条例に委ねていくという記述である。

〔杉本委員〕

- ・市側の「協働」の場合、個人が参加する余地はないと思うがどうか。必ず誰かが調整してグループに介入したりしてやらないか。たった一人で活動できる形態はあるか。

〔市民協働推進課長〕

- ・活動形態としてはあり得る。街角で、防犯のための啓発やパトロールを1人ですることは、公共的な活動だと考える。

〔杉本委員〕

- ・市側の前提としては、住民組織やNPOなどの団体をターゲットにして「協働」を組み立てていないか。

〔市民協働推進課長〕

- ・その辺は特に意識していない。あくまで、市民と行政がという形である。

〔井上委員〕

- ・「協働」では、個人を大事にしていけないとの意見が出ていたが、「市民」という言葉が個人を示しているのではないかと感じている。
- ・言葉の受け止め方はさまざまで、私は、市民というと1人の市民を特定して、市民と行政が対等な立場でとなると、役割などが違って人としての対等さを謳っているのではないかと読み取れる。
- ・行政とこの委員の間にも感情的な行き違いがあって、同じ文章を読んでも共通理解し難い何かがあるのかなと感じる。
- ・それは、今まで「きょう働」という言葉で話し合ってきた中で、こういうもの（指針）を作っていることなど、もっとオープンに行政と話し合えたら、もう少し違った経緯だったのかもしれない。
- ・この会議で話したことはニュアンスとして入っていると感じるし、そのことを「協働」の理念として大事だと思って考えているのなら、類似性として「共働」の違いをもっと明確にしなければいけない。
- ・指針を読んでみて、「協働」の定義がここまでされていると「共働」を明確にすることは難しくなったと感じている。皆さんとは温度差があるかもしれないが。
- ・市民という言葉ひとつにしても、個を特定していけないと見てしまう人がいる状況だとしたら、その辺も含めて、もっと指針を読み込んで「共働」の定義を明確にしないと、最高条例を作った立場の説明責任を考えると難しいと思う。

〔高橋委員〕

- ・条例に出てくる「きょう働」は、字がどうであれ市が関与している状態である。企業間の連携に市が関与する必要はなく、「一緒にやろう」となった時点で市の協働は始まる。
- ・企業間がやることで、まちづくり条例の制限を受けたり優遇されることは想定できるか。

〔笠原委員〕

- ・景観条例や公害防止などであり得る。京都や鎌倉は建物の高さや色などの規制をまちづくり条例でやっているように、やろうと思えばできる。

〔高橋委員〕

- ・それは、市が関与していること。

〔笠原委員〕

- ・それは市が必要だから関与するのではなく、住民が地域の生活環境をどうしたいかということに対して、市民は直接できないので行政が代替してやっているということ。
- ・市民について、以前、補完性の原理で説明したが、普通の個人は市民ではない。市民意識まで上った人間が市民であって、松下圭一などが言っている市民とは、近代社会における高度な判断能力があるなど自立した人間を指している。

- ・ここでも言っている北見市に住んでいる人は皆市民であるという考えと、主体的に責任を持って動いている市民とは意味合いが違う。
- ・現在の問題からいけば、指針にあるように少子高齢や生活困窮で、個人が何らかのアクションに加わると言うこともあるが、個の命と生活を守ることを行政だけではできない状態で、地域社会で何とかできないかということ。
- ・活動主体としては組織単位だが、自分の生活そのものは個人や近所の自助・共助の認識があつてこそ、先に合田委員が指摘したように「協働」では行政がやってくれるというイメージが抜けない。
- ・解釈の問題もあるが、市民側の受け止め方の問題もあるので、むしろ別の言葉を使うことで、積極的に活動に参加することも保障するし、地域から見放されないという地域社会ができれば良く、そういう面では今までより幅が広い。
- ・これまでの議論経過からみても、単純に行政組織に限定した話ではなく、一人ひとりの生活まで含めるので広くなり、それをキーワード的に網羅できる言葉として「共働」が出てきた。感情的な部分もあるかもしれないが、「協働」との概念規定の広さが違う。

〔井上委員〕

- ・それを具現化するのは非常に難しい。
- ・どんな言葉を使えば、これを網羅する「共」になるかを話し合っていく必要がある。

〔高橋委員〕

- ・「共」の概念でいくなら、別に働かなくてもいいわけである。
- ・そうなら、音が同じで混乱するより「協働」がしっかり明確に出れば良い。

〔笠原委員〕

- ・個が個として存在しているのではなく、地域や社会と言った段階で個人同士のつながりができている。他人との関わりなどがあることを説明することで矛盾はない。

〔高橋委員〕

- ・そうすると「協働&共生」というような言葉で包含できるということではないか。

〔笠原委員〕

- ・そこは説明の仕方だと思うが、先ほど合田委員が言ったように「協働」を説明しても市民自身が当事者意識を持ってないという所が問題。
- ・それを別な言葉に置き換えることで、ひょっとすると「共働」がきっかけになると思う。
- ・でも、実際の活動において、行政や他企業との関わりが出てきたときには、「協働」にもなり得る。
- ・問題は、どうしたら住民が市民としての意識まで高まってくれるかということで、まちづくりの最大の目的はそこである。
- ・システム論だけでは終わらず、最初に座長が指摘した精神論的な面もなくはないが、基本条例だからこそ精神的な面や抽象的なことが書き込めるのである。

〔杉本委員〕

- ・当事者だから自動的に動くことが可能。自動システムは非常に画期的である。
- ・今までの「協働」は作為的に作り出してきたものだという先入観を持っている。
- ・それがあって物事ができるのであれば、それでよいことだが、そこから漏れた人、個人

の単位が参加できるような生活者視点に気持ちが動かないと、この条例を作っても無駄で、その視点まで落とさないとダメだと思う。笠原委員や合田委員の意見は最も重要なことだと思う。

- ・今までの契約形態のような「協働」と「共働」は言葉の用途が違う。
- ・市側が「協働」を使ってきたから、そこにいろいろ盛り込んでカバーしようとする意図は分かるが、それだけでは容量が違う。言葉は換えなければならない。

〔笠原委員〕

- ・例えば、今の中国やミャンマーの状況を考えると、軍政や行政はもはや機能していない状態だが、そこでも生きていかなければならない。
- ・たまたま北見市も最近、断水や豪雪など瞬間的な災害があって、3自治区に諮問されたが、その瞬間的場面を想定した場合には「協働」ではなく「共生・共働」でないと説明しきれない。

〔杉本委員〕

- ・補完性の原理にも限界がある。対象と内容があるから補完性の原理が効くのであって、それが効かないパニック状態をクリアするには個の力しかない。補完性の原理をカバーするのは「共働」しかない。
- ・まだ補完性の原理の欠陥は論じられていないが、組織形態が整っていないと効かないという明確な欠陥がある。その時には個に戻る、「共働」しかない。
- ・「共働」は外して欲しくない。以前の「きょう働」の考え方よりグレードは上がっている。

〔高橋委員〕

- ・そこまで上がる必要が条例にはあるのか。やるべきことは、まちづくりではないか。

〔杉本委員〕

- ・今、「きょう働」について2種類をカバーする論議をしている段階では、それを想定してやっていく必要がある。
- ・今までの「協働」に関しても、対等だというスタンスでやった事業が怪しげな方に進む可能性があるなら、ここががちりと定義しなければいけない。

〔高橋委員〕

- ・社会づくり、人間づくりといった分野にまで入ってしまっている。
- ・自分のイメージでは、まちづくりや地域活性化など経済的な範囲というのが強かった。
- ・そこから先の、個人の内面的な問題などは、行政がつくる条例で規制するものではないという認識でいた。そこまで入ってきて欲しくない。
- ・例えば、条例で「毎朝あいさつをしましょう」なんて書かれるのは御免。今ここでされている議論は、そこに近付いていっている気がする。
- ・何をつくるのか。人間をつくることは大事だが、それを市がつくれというものだろうか。
- ・もっと冷静になった方が良いのではないか。

〔杉本委員〕

- ・市がつくるのではなく、市民がつくるもの。
- ・市の条例だが、市民が発案してここでやるスタンス。それを市がまとめているだけ。
- ・これからの市民としたら、こういうルールでいきませんかという話をしている。

- ・そこに市側のルールを転写するわけにはいかない。

〔高橋委員〕

- ・ちょっと踏み込みすぎて、アレルギーを起こしかけている。
- ・条例ごときに、精神論的な面にまで踏み込まれたくないという思いがある。
- ・ちょっと行き過ぎている気がする。

〔中山座長〕

- ・定義の違いをしっかりと固めたい。
- ・「協働」からは、単位が個人であることは読み取れない。市民という言葉がそれを含んでいるのではという意見があった。
- ・また、自主性、自発性により安心な生活を保つという部分も読み取れない。
- ・精神論的な面では、補完性の原理ではカバーできない部分があり、個人同士の結びつきで助け合う必要があり、その意味で「共働」は必要であるというような意見があった。
- ・時間もなくなってきたが、事務局を含めて出された意見を整理する時間が欲しいので、休憩をとりたい。

〔 休 憩 〕

〔中山座長〕

- ・いろいろと意見が出され、皆さんの想いはよく分かるが、私自身、定義の違いをはっきりと書き出すことができないでいる。
- ・精神論が違うとのことだったが、我々には文章として残す義務がある。
- ・その作業を私一人でやることは、意見の汲み上げなどの面を含め非常に厳しい。
- ・そこで、委員数名を指名して集ってもらい、定義のたたき台を作成し、次回会議に示して「共働」と「協働」を比較して、検討を進めていきたいがどうか。
- ・その中には、笠原、杉本両委員には必ず入ってもらって、他に数名を考えている。

〔笠原委員〕

- ・ここまで来たら、それでやるしかないと思う。
- ・仕事の都合もあるだろうし、集まれるのは土曜になると思うが、どうか。

〔高橋委員〕

- ・話を蒸し返すが、「協働」は市の方が考えるもので、これはこのままで問題ないということではどうか。
- ・市は、ここで皆が言っている「共働」には関与したくない、あるいは関与しないところにある話だから、お任せしますという形になってくれれば良いのではないかと。
- ・そうすると、他の条例の「協働」を変える必要もないだろうし、「共働」にするとすべて作り変えるという話にもなるし、それが適切であれば作り変えれば良いだろう。
- ・ここで揉めているのは、音が同じだから併記できないということなのか。

〔笠原委員〕

- ・これまでの議論経過の問題と、条例の位置付けの問題がある。
- ・位置付けからいくと、この条例が制定された後は、この条例に基づいて他の条例を見直

さなければならぬというような強制力が含まれるべき。

〔高橋委員〕

・市がやりたい「協働」はそのままでいいだろう。

〔水口委員〕

・そうはならない。ここで模範典ができたなら、時間を掛けながらそこに合わせていくしかない。

〔高橋委員〕

・最初から意味が違う。

〔水口委員〕

・違わない。そうになってしまうとまったく変わってしまう。

〔中山座長〕

・その辺りは重要な議論で、若干、話をしておかなければならないと思う。

・今動いている「協働」すべてを急に「共働」に換えるのは不可能だと思う。

・そのためにも「協働」と「共働」の違いをはっきりとさせて、「協働」のままでいけるものはそのまま良いだろうし、「共働」に換えるべきところは換えていけば良いのでは。

〔高橋委員〕

・全部換える必要はないし、誰も全部を換えるとは言っていないのでは。

〔笠原委員〕

・理念の方向性を明確にするかしないかということ。

・使い方や時代の流れからいっても、今まで使われたことを否定するものではなく、今後のことを考えた場合に、どちらが今おかれている北見市の状況で市民に対して有効なものかという選択肢になる。

〔中山座長〕

・我々が選択肢を提案するという形で、選ぶのはそれに関わっている市民だと思う。

・高橋委員が言うように、「協働」でも良いというのであればそのまま残るだろうし、そうでなければ換えるべきだろう。

・条例の中で「共働」を使うことをきっかけにすることはできる。しかし、それで強制力を持ってすべてを換えなければならないということではない。

〔杉本委員〕

・市が想定していた「協働」があって、しかし、この会議では、それだけでは不都合があるということで「共働」という言葉が出てきた。

・市のイメージの「協働」と、住民自治をこれから推進していくための「共働」では、意味が違ってきていると思う。受け持ちが違う。

・「協働」は、あくまでも市役所が市民側を動かすためのものだろう。

・我々は市民同志のことまで論議しなければいけない会議であるから、それをも包括して「共働」までいってしまう。

〔中山座長〕

・その辺の違いまでを文言で明確にできれば一番良いと考えている。

・先ほど提案したように、委員数名で協議して次回の会議でたたき台を出したい。

次回の会議について

〔事務局～企画課長〕

- ・次回とその次（16回・17回）の予定として、事務局としては回数を多くということ
で、6月2日頃と13日頃という短い期間で2回開催を考えているがどうか。
- ・6月中旬以降は、議会になるので開催は難しい。
- ・委員での話し合い（定義作成）の時間も考慮して決めていただきたい。

〔中山座長〕

- ・2回の予定が1回になる可能性もある。
- ・今は決められないので、後ほど事務局から案内させる。

【「共働」の定義について】

- ・上記のとおり、委員数名により「共働」と「協働」の定義の違いを文章で明確にする
作業を行い、次回会議に諮ることとなった。
- ・協議（作業）に参加する委員は、
中山座長、笠原委員、合田委員、杉本委員、高橋委員の5名